

令和3年度 税制改正に関する意見

令和2年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 橋本 英二

令和3年度 税制改正に関する意見

米中対立を発端とした保護貿易主義の台頭や、中国の経済成長の減速により、世界経済は、その先行きの不透明感を強めていた。その状況下での、新型コロナウイルスの蔓延は、世界経済に大きなダメージを与えている。我が国でも、国内景気や企業業績が極度に悪化し、鉄鋼業界は国内事業存続の岐路に立たされていると言っても過言ではない。加えて、この新型コロナウイルスの影響により、経済社会のあり方も大きな変革を求められており、その中で、企業自身の変革も不可避である。

このような状況において、税制については、危機対応としての税負担の抑制に加え、危機的状況が収束した後の新しい経済社会の構築を見据えた経済回復期における企業活動の再生と活性化、そして、競争力確保の観点からの施策が必要である。具体的には、事業基盤刷新等を通じた生産性の向上やイノベーション促進に向け、新たなビジネスやサービスの創出に取り組む企業の投資活動や研究開発活動等を後押しする必要がある。これらの観点から、令和3年度税制改正では以下の項目を要望する。

なお、近年の米国の大幅な税率引下げを含む諸外国の動向を踏まえると、課税ベースの適正化を図りつつ、実効税率をOECD平均並みの25%以下までの引き下げを行うことによる、我が国企業の実質的な税負担軽減を図ることは、経済回復後の中期的な構造課題と位置付けられる。

《重点要望項目》

◎ 危機対応としての施策

➤ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因であり、世界的なデジタル化や5G促進対応のための企業の設備投資意欲に逆行するものである。

足下では、新型コロナウイルスの影響で、企業の活動水準は急速に縮小し、業績も急激に悪化しており、資金繰りは一時的には対応したものの、今後の資金調達については、引き続き、慎重な対応が必要な状況にある。他方、固定資産税の負担は、短期的な活動水準の縮小に連動せず、また、収益状況にかかわらず支出を強いられるものであり、今回の新型コロナウイルスの影響規模を鑑みれば、企業の存立を極めて危うくするリスクをはらんでいる。少なくとも危機が収束するまでの当面の間、中小企業向けの時限的な特例措置だけではなく、従来の認識に捕らわれない、全ての企業を対象とする大胆な措置が是非とも望まれる。

また、近年の税制改正において、中小企業の一定の要件を満たす設備について固定資産税をゼロとする措置が導入される等、中小企業に限定した軽減措置が実施されているものの、わが国におけるサプライチェーン全体の国際的なコスト競争力の観点からは、不十分と言わざるを得ない状況にある。本来的に、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地

方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

▶ 繰越欠損金の控除上限の引上げ・控除期間の延長および繰戻還付制度の適用拡大

新型コロナウイルスの影響による企業業績の急激な悪化は、多額の欠損金計上に繋がると共に、過去から繰り越されてきた欠損金の控除スケジュールにも多大な悪影響を及ぼす。その中で、企業の痛みを伴う構造改革を通じた早期再生や、経済回復後を見越したリスクの高い事業への投資を促進させるためには、危機対応としての繰越欠損金制度の見直しが不可欠である。

そもそも、繰越欠損金の控除および繰戻還付は、継続的に行われる事業活動を形式的に事業年度ごとに区切って所得金額を計算するために生ずる矛盾を解消し、租税負担を適正にするために本法上で認められた制度である。然るに、我が国における繰越欠損金の控除制度は、諸外国の同様の制度に比べて、控除期間が短く、単年度における繰越限度額も所得の50%に抑えられている。また、繰戻還付制度は、平成4年度税制改正で財政上の理由から適用が停止され、平成21年度税制改正で中小企業(資本金1億円以下の法人)の資金繰り対策として時限的に復活した。今回の新型コロナウイルスに係る緊急対策での適用拡大も中堅企業(資本金1~10億円)に留まっている。

日本経済の再生のために、企業規模に拘らないサプライチェーン全体での底上げを図る観点から、企業の規模や欠損金の新規・既往の区別なく、繰越控除上限の引上げ、繰越期間の延長、そして、繰戻還付の適用を速やかに措置すべきである。

◎ 経済回復期における企業活動の維持拡大施策

▶ 国内生産基盤の再構築に資する設備投資促進税制の拡充

政府のDX(デジタル・トランスフォーメーション)報告書等で、生産性向上や将来の成長・競争力強化のため、5G等の新たなデジタル技術をプラットフォームに、ビッグデータの利活用等を通じた新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスを柔軟に改変する仕組みとしてDXの必要性が指摘されている。さらに、新型コロナ禍を経た後の新しい経済社会の構築が必然とされている中、企業も、また、大きな変革を迫られている。

一方、わが国鉄鋼業の生産設備は老朽化が進展し、最新設備を擁する中国・韓国等のライバル企業との生産性格差が拡大しつつあり、さらに、設備トラブルや災害対応などに起因する国際競争力の低下が懸念されている。

危機収束後の我が国の国内生産基盤の再構築のためには、狭義のDXに限定することなく、デジタル技術を活用した既存の事業基盤刷新や、事業継続計画(BCP=Business Continuity Plan)に基づいたサプライチェーンの強化等も対象に、ソフトウェアや「新しい働き方」を実現するためのAI/IoT投資だけでなく、設備等も含めた生産設備単位での税制上の促進措置を導入すべきである。また、長期的な投資マインドを喚起するため、実効性のある税額控除とし、固定資産税の減免等も併せて措置すべきである。

▶ 研究開発促進税制の拡充

アフターコロナの時代における新しい経済社会の構築にはデジタル技術分野も含めた、イノベーションが不可欠である。そのための研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。リーマンショック後、日本の研究開発投資は長期にわたり停滞し、その後のイノベーション力の低下につながったとの指摘もあることから、未来を先取りする投資を重点的に推進し、今後の回復の起爆剤とすべきである。

平成 31 年度税制改正において、研究開発費用の増加に対するインセンティブが強化されたが、新型コロナの影響で、大きなダメージを受けた企業が、研究開発投資マインドを維持し、長期・安定的に行われる企業の研究開発をサポートする観点では、研究開発税制が実効性を持つものとなるよう、平成 27 年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活に併せ、税額控除割合や同限度を国際的に優位な水準に見直すべきである。

◎ エネルギー関連課税の適正化

▶ 地球温暖化対策のための税の廃止

資源小国である我が国において、エネルギー政策は、いわゆるS+3E(安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合)の下、エネルギーの安定供給を前提に、経済合理性の確保と地球温暖化対策を同時に進めることが必要である。

「地球温暖化対策のための税」は、東日本大震災以前に決定された導入方針のまま、平成 24 年 10 月 1 日より施行され、平成 26 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日に税率が上昇した。

元々、我が国のエネルギーコスト、電力コストは国際的に見て高い水準にある中、地球温暖化対策のための税による課税強化は、我が国のエネルギーコストを更に押し上げ、雇用基盤の維持に逆行する政策となっている。

また、環境省は、「地球温暖化対策のための税」の税収規模について、初年度(平成 24 年度)391 億円、平成 28 年度以降 2,623 億円と想定していた。実際には、原子力発電の稼働停止等に伴う化石燃料への依存度上昇のため、当初想定を上回る増収があったと見込まれるが、増収分も含め、本来行われるべき地球温暖化対策上の効果について、政府の統一見解に基づく検証、説明は全く行われていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、経済政策の観点からも、地球温暖化対策の観点からも、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。

なお、前述のように現行の「地球温暖化対策のための税」についても合理性が全くない中、令和 3 年度税制改正において、炭素税等のカーボンプライシング施策の導入はもちろん、導入に向けた何らかの方向付けを行うことについても断固反対する。

▶ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」こと

で、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

《その他の要望項目》

○ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

新型コロナウイルスの影響もあり、わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。また、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができることとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。一方、地価上昇が三大都市圏から地方に徐々に拡大しているものの、その動向は地域等により一様ではなく、また新型コロナウイルスの影響により地価が下落すれば、負担水準の高まりも予想される。

平成30年度税制改正において、据置措置を含む負担調整措置は、3年間単純延長されているが、上記の状況を踏まえ、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するためには、負担水準の均衡化に留まらず、税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

○ 国際課税における国際協調体制への取組みと国内法制整備の適正化等

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、OECDにおいて国際課税制度の見直しが検討され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められてきた。その執行及び見直しにあたっては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないという視点が重要である。

➤ BEPS 対応に係る国際的な協調体制での取組み

BEPS対応に係る国際課税ルールの見直し・執行は、我が国企業の実態を考慮すると共に、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、OECD/G20 以外の国々も含めた、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠である。現在、約130ヶ国が参加しているBEPS包摂的枠組会合の場を通じ、効果的なモニタリングや適切な情報管理により、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。

また、デジタル経済における課税原則の見直しについては、日本企業の将来のビジネス展開を考慮し、対象となる取引などを明確化したうえで、目的外の増税とならないよう、また、各国での取扱いを整合的なものとし、納税者にとって過度な実務負担とならないよう、十分な配慮が必要である。

➤ BEPS 対応に係る今後の国内法制の整備

令和 2 年度までの税制改正により、BEPS 対応に関するわが国の主な国内法制については概ね整備が進み、これら制度の適切な執行等が焦点となっている。なお、残された課題とされている「租税回避スキームに係る義務的開示制度」については、日本企業の実態を考慮し、要否も含め慎重に検討すべきである。

➤ その他

- ・ 新型コロナの影響は、世界全般に渡っており、移転価格税制等の分野において、経済実態に即した適正な執行が望まれる。
- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行 3 年→ 10 年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から 50%超へと見直すべきである。

○ 企業年金税制の整備

少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成 11 年度より適用が停止されており、令和 2 年度税制改正においても 3 年間の措置延長が図られた。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

- ・ デジタル技術を活用した納税事務効率化の更なる推進
- ・ 登録免許税の見直し（土地売買による所有権移転登記等に係る登録免許税ほか）
- ・ 印紙税の見直し
- ・ 合同会社に対する構成員課税（パススルー課税）制度の導入

以上